

心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

平成27年4月1日
独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（以下「機構法」という。）第12条第5項に規定する心身障害者扶養保険資金（以下「扶養保険資金」という。）の運用に当たり、厚生労働大臣が指示する中期目標及び厚生労働大臣が認可する中期計画に基づき、以下のとおり運用に関する基本方針を定める。

I 基本的な考え方

1 基本原則

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって確実に年金給付することができるよう、安全かつ効率的な運用を基本として実施するものとする。

2 運用の目的

扶養保険資金の運用は、将来にわたって心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）の運営の安定に資する上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。

3 運用の目標

上記1、2に基づき、中期目標及び中期計画の定めるところにより、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。

4 資産構成

（1）投資対象資産

扶養保険資金の運用における投資対象は、機構法第12条第6項に規定する次に掲げるものとする。

- ① 国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- ② 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
- ③ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託

（2）基本ポートフォリオの策定

- ① 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）及び乖離許容幅は、以下の

とおりとする。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
基本ポートフォリオ	74.5%	8.5%	8.5%	8.5%
乖離許容幅	±8%	±5%	±5%	±5%

(注) 目標収益率は2.90%、標準偏差は6.21%となっている。

- ② 扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなることを基本に、扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定することとしており、上記資産の他、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保した短期資産を別途保有する。
- ③ 別途定めるリバランスルールに基づき、この基本ポートフォリオが維持されるよう管理する。
- ④ この基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行うこととし、必要に応じて見直しを行う。

(3) 基本的な運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心として行うものとする。

5 情報公開の推進

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

II 委託運用

1 金銭信託による委託運用

機構は、信託業務を営む金融機関（以下「運用受託機関」という。）に金銭信託による運用を委託してこれを行うものとする。

(1) 運用受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル・手法を勘案して運用受託機関を選定し、各運用受託機関に、この基本方針、リバランスルール並びに運用及び資産管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく運用を指示する。

運用受託機関の選定に当たっては、当該運用受託機関の①经营理念、経営内容及び社会的評価、②扶養保険資金の運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル・手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力及び経験、⑦公的年金等の資金運用の経験及び実績等を十分審査して選定する。

(2) 運用受託機関の評価

機構は、運用受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、原則として3～5年とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各運用受託機関における資産全体（短期資産を除く。）の時間加重収益率と、各運用受託機関の複合ベンチマークとの差を比較する。

併せて、各資産別に、同一のベンチマークによって、運用受託機関ごとに比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、運用方針、リスク管理体制、運用能力及び説明能力を評価項目とし、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性について検証する。併せて、報告書やミーティングを通じて、扶養保険資金の運用に対する理解と関心についても評価を行う。

（３）運用受託機関の資産配分変更等

- ① 機構は、評価結果に基づいて、運用受託機関への資産配分の変更、契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、扶養保険資金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、運用受託機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分の変更、契約の変更、解除等を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は扶養保険資金管理上必要が生じた場合には、扶養保険資金の安全性確保のため、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。

（４）運用受託機関の責務及び目標等

- ① 運用受託機関は、善良なる管理者の注意をもって、扶養保険資金の利益に対して忠実に最善の努力を果たす義務を負う。
- ② 運用受託機関は、法令を遵守するとともに、その確保のための体制整備等に努めるものとする。
- ③ 機構は、運用受託機関に対して、この基本方針、リバランスルール及びガイドラインを文書で通知し、運用受託機関は、これを遵守するものとする。
- ④ 運用受託機関は、資産区分ごとの運用方針及びそれに基づく運用スタイル・手法を機構に対して明示し、これを変更する場合には、機構に文書で通知し、協議を行う。
- ⑤ 運用受託機関は、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。
- ⑥ 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に関する報告書（パフォーマンス状況、

資産構成割合状況、運用方針等）及び扶養保険資金の管理に関する報告書（残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等）を、少なくとも毎月1回機構へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、機構からの指示を受け、その結果を報告する。

- ⑦ 機構と運用受託機関は、原則として四半期ごとにミーティングを行い、扶養保険資金の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。その他、機構と運用受託機関は、必要に応じ、情報交換、協議を行う。

（５）資産運用上の遵守事項

- ① 運用受託機関は、扶養保険資金の価値を維持し、より高い運用収益を確保するために、必要に応じて株主議決権を行使するものとする。

機構は、運用受託機関に対し、株主議決権の行使状況の報告を求めることができるものとする。

- ② 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に当たり、ガイドラインで指定された資産区分に従って、余裕資金は最小限とする。

- ③ 運用受託機関は、有価証券等の売買を執行する場合は、各取引における執行コストが最も有利になるように、証券会社等の選定及び取引手法の選択を行い執行する。

- ④ ベンチマークは、原則として各資産に対し次の指標を用いることとする。

- ・国 内 債 券：NOMURA－B P I 総合
- ・国 内 株 式：T O P I X（配当込み）
- ・外 国 債 券：シティ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算）
- ・外 国 株 式：モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（M S C I）－K O K U S A I（配当込み、税引前、円貨換算）
- ・短 期 資 産：有担保コールレート（翌日物）

（６）資産管理上の留意点

運用受託機関は、受託資産を自己の資産から明確に区分して管理するとともに、保有有価証券の保管及び資金の決済業務に当たっては、細心の注意を払うものとする。また、再保管先の選択に当たっては、信用リスク、事務管理能力及びコスト等に十分留意するものとする。

Ⅲ 運用管理体制

1 運用管理体制の整備、充実

- （１）扶養保険資金の運用に係る業務は、機構の経理部資金課が行う。

- （２）当該課においては、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。併せて運用体制の整備、充実を図り、

運用管理の合理化及びコストの削減に努める。

2 委員会の設置

- (1) この基本方針等の重要事項を審議することを目的として、資産運用に精通した外部専門家により構成される心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）を設置する。
- (2) 運用受託機関の選定及び見直し並びにリバランスルールに基づく指示等を審議することを目的として、機構の各担当理事、職員により構成される心身障害者扶養保険資金運用委員会を設置する。

IV 基本方針の変更

この基本方針は、前提条件に大きな変化が生じた場合に検証を加えることとし、資産運用委員会の審議を経て、変更できるものとする。